

第83期

定時株主総会 招集ご通知

日時

令和7年6月25日(水曜日)午前10時

場所

大阪府河内長野市楠町東1615番地 当社本店4階ホール

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照 ください。)

目次

第83期定時株主総会招集ご通知 1
株主総会参考書類 5
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
4名選任の件
事業報告 9
連結計算書類 23
計算書類 25
監査報告書 27



証券コード:5464



パソコン・スマートフォン・タブレット 端末からもご覧いただけます。 https://s.srdb.jp/5464/



株主各位

本 店 大阪府河内長野市楠町東1615番地本社事務所 大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号

モリ工業株式会社

代表取締役社長 森 宏明

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)に ついて電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに電子提供措置事項を 掲載しております。

当社ウェブサイト

(https://www.mory.co.jp/content/investor/stock/meeting/)



また、上記の当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しております。

ネットで招集 (https://s.srdb.jp/5464/)



東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) (https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)



東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順にご選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、3ページの「議決権行使の方法についてのご案内」をご参照のうえ、令和7年6月24日(火曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1.日 時 令和7年6月25日(水曜日)午前10時

当社本店4階ホール

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

- 1. 第83期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第83期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について前ページに記載の各ウェブサイトにアクセスのうえご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、株主様の利便性を引き続き考慮し、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書|「個別注記表|

したがいまして、当該書面に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計 監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した書類の一部であ ります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。5ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使 いただきますようお願い申しあげます。

1. 議決権の行使方法について

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 令和7年6月25日(水曜日)午前10時

書面にて行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をさ れたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 令和7年6月24日(火曜日)午後5時到着

インターネットにて行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスいた だき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 令和7年6月24日 (火曜日) 午後5時まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有 効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせて いただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**令和7年6月24日 (火曜日) 午後5時まで**に、パソコン又はスマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、インターネット又は書面による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォン等でQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票(右側)に記載された 「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



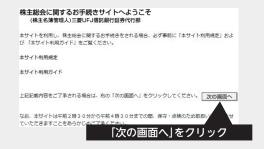
- 2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(https://evote.tr.mufg.jp/)

1. パソコン又はスマートフォン等から、 上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。



2. 同封の議決権行使書副票(右側)に記載された 「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



- 3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ■インターネットによる議決権行使の場合の注意点
- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン又はスマートフォン等によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン又はスマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(ヘルプデスク)

[0120-173-027 (通話料無料) 受付時間 午前9時~午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、今後の事業展開及び経営環境を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金130円 総額992.982.250円
 - (注) 当社は令和7年4月1日を効力発生日として、普通株式1株を5株とする株式分割を行いましたが、今回の期末配当につきましては令和7年3月31日を基準日としてお支払いするものになりますので、株式分割前の株式が対象となります。なお、当該期末配当を、当該株式分割後の1株当たり配当金に換算すると26円に相当します。
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日 令和7年6月26日

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。) 4名全員が任期満了となり、中西正人氏は退任いたします。つきましては、改めて取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数
1	業 第 昭和35年8月27日生 再任	昭和64年1月 当社入社 平成2年4月 モリ金属株式会社 代表取締役社長 平成2年6月 当社取締役 平成6年6月 当社常務取締役 平成8年6月 当社専務取締役 平成8年7月 当社代表取締役専務 平成12年6月 当社代表取締役社長 令和2年6月 当社代表取締役社長 (現任)	430,660株
	【取締役候補者とした理由】		

平成12年6月より代表取締役社長を務め、長年にわたり企業経営者として当社の企業価値向上に貢献 し、当社の経営全般に豊富な経験を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番 号	氏 名生年月日	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数							
2	護 野 弘 朝 昭和30年3月6日生 再任	昭和55年2月 当社入社 平成8年4月 当社東京支店ステンレス部長 平成16年6月 株式会社ニットク 代表取締役社長 平成16年7月 当社東京支店長 平成22年6月 当社取締役 平成26年6月 当社取締役 中成26年6月 当社取締役 常務執行役員 令和2年6月 当社取締役 専務執行役員 令和5年7月 当社取締役 専務執行役員 (現任) 〈担当〉	39,480株							
		これまで東京支店ステンレス部長、東京支店長を歴任し、現在は営業部門担当を務めており、当社における豊富な業務経験、経営全般に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者と								
3	売 当 計 ごう いち 円 田和35年10月30日生 再任	昭和59年4月 当社入社 平成21年5月 当社茨城工場長 平成24年4月 当社第二製造部長 平成26年4月 当社第一製造部長 平成28年6月 当社取締役 令和2年6月 当社上席執行役員 令和3年6月 当社取締役 常務執行役員(現任) 〈担当〉 技術・製造部門担当	29,515株							
	めており、当社における豊富	【取締役候補者とした理由】 これまで茨城工場長、第二製造部長、第一製造部長を歴任し、現在は技術部門及び製造部門担当を務めており、当社における豊富な業務経験、経営全般に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。								

候補者番 号		略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数
4	新	平成2年4月 当社入社 平成26年7月 当社東京支店長 平成28年4月 当社ステンレス営業部長 令和5年10月 当社執行役員〇A部長兼人事部長 令和7年4月 当社上席執行役員ステンレス資材部 長兼人事部長(現任) 〈担当〉 管理部門担当	16,320株

【取締役候補者とした理由】

これまで東京支店長、ステンレス営業部長を歴任し、現在は管理部門担当を務めており、当社における豊富な業務経験を有していると判断し、取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、令和7年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。各候補者が所有する当社株式の数は当該株式分割後の株式数としております。なお、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
 - 3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を填補することとしており、候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該契約の内容の概要は後記17ページ記載のとおりであります。

【ご参考】本総会終結後の取締役のスキルマトリックス

							専	門	性	Ē		経	験	
	氏	名		性別	企 経	美 t	製 造 · 技 術 · 研究開発	営業・マーケ ティング	財務・ ファイナンス ・M&A	Ι Τ · デジタル	人 事 ・ 労 務 ・ 人材開発	法 務 ・ リスクマネ ジメント	グローバル 経 験	材料加料
森		宏	明	男性				\circ			0	0	0	0
浅	野	弘	明	男性										
元	Ш	耕	_	男性										
新	\blacksquare	竜	_	男性					0	0				
奥 (常	村勤監	輝 査等委	—	男性										-
林 (監	查		— 員)	男性										
岩 (監			史 員)	男性	•		·							
齋 (監	藤	友 等 委 j	紀 員)	女性										

- (注) 1. 上記一覧表の●は専門スキルあり、○は部長等の実務経験と相応の知見ありを表しております。
 - 2. 上記一覧表は取締役の有する全ての専門性・経験を表すものではありません。

【ご参考】執行役員のスキルマトリックス(令和7年3月31日現在)

							専	門	性	Ē		経	験	
	氏	名		性別	企 経	業営	製 造 · 技 術 · 研究開発	営業・マーケ ティング	財務・ ファイナンス ・M&A	Ι Τ · デジタル	人 事 ・ 労 務 ・ 人材開発	法 務 ・ リスクマネ ジメント	グローバル 経 験	材 料 市 況
森		信	司	男性							0			
桝	\blacksquare	克	彦	男性									0	
竹	谷	佳	久	男性				•						
北	Ш	裕	康	男性			•						0	
ЛП	下	健	_	男性)	•	0			0		•	
河	野	博	光	男性					•		•	•	0	
Ξ	木	信	宏	男性										

- (注) 1. 上記一覧表の●は専門スキルあり、○は部長等の実務経験と相応の知見ありを表しております。
 - 2. 上記一覧表は執行役員の有する全ての専門性・経験を表すものではありません。
 - 3. 当社では、令和2年6月25日より執行役員制度を導入しております。

以上

第83期 事業報告

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、エネルギー価格や食品価格の値上がりを中心とした物価高に見舞われ、個人消費は低迷しておりましたが、政府による定額減税の実施や企業による雇用や所得環境の改善が進み、個人消費は下げ止まりつつあります。外需におきましても、依然としてインバウンド需要が増加基調にあり、景気は緩やかに持ち直してきております。

海外におきましては、紛争中のウクライナ情勢や中東情勢は長期化する中、米国のトランプ大統領が世界各国に対して追加関税の実施に向けて動き出し、各国は報復関税での対抗措置や協議による追加関税の回避を模索するなどその対応に苦慮しており、世界的な景気後退のリスクが強まっております。

当社グループが属しておりますステンレス業界では、国内需要が低迷する中、運送費や人件費といった諸費用が上昇しており、販売価格への転嫁を進めてまいりました。しかしながら、足元ではニッケル市況の下落及び安価な輸入材の影響を受け、製品価格は値下がり傾向となっております。また製品の先安観による買い控え等の動きもあり、本格的な荷動きの回復までには至っておりません。

このような状況下におきまして、当社グループの当連結会計年度における売上高は461億41百万円(前年同期比3.7%減)となりました。前年に比べ販売単価の下落により、売上高は減少しております。また収益面におきましては、運送費を筆頭とする経費の増加により、営業利益は53億96百万円(前年同期比8.5%減)となりました。受取配当金の減少や為替差損の発生により、経常利益は57億22百万円(前年同期比10.5%減)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、41億28百万円(前年同期比8.7%減)となりました。

セグメント別の状況

(日本)

日本事業の売上高は440億42百万円(前年同期比3.3%減)、セグメント営業利益は53億39百万円(前年同期比6.8%減)となりました。製品部門別の売上高は以下のとおりです。

ステンレス管部門は、自動車用と配管用は前年同期と比べて製品価格が下落したため、売上高は255億57百万円(前年同期比1.5%減)となりました。

ステンレス条鋼部門は、前年同期と比べて、販売数量が減少したことにより、売上高は111億22百万円(前年同期比3.0%減)となりました。

ステンレス加工品部門は、給湯器用フレキ管の販売が回復しましたが、売上高はほぼ横ばいの10億4百万円(前年同期比1.9%減)となりました。

鋼管部門は、前年同期と比べ建設仮設材用の需要が低迷し、販売数量が大幅に減少したため、売上高は56億77百万円(前年同期比12.0%減)となりました。

機械部門は、前年同期に比べ取引先の設備投資意欲が回復傾向にあり、売上高は6億80百万円(前年同期比5.8%増)となりました。

(インドネシア)

インドネシア事業は、二輪完成車の販売市況は好調に推移しましたが、二輪用は客先の一部が内製化を開始したため、販売数量が減少しました。四輪完成車の販売市況はローン審査の厳格化等により低迷し、四輪用の販売数量も減少し、売上高は20億99百万円(前年同期比11.5%減)となりました。生産高の減少等により、セグメント営業利益は56百万円(前年同期比66.1%減)となりました。

セグメント・製品部門別売上高

区	分	金	額	構	成	比	前連結会計年度増減率
	本		百万円			%	%
ステン	レ ス 管	25,	557		55.	4	△1.5
ステン	レス条鋼	11,	122		24.	1	△3.0
ステンレ	ノス加工品	1,	004		2.	2	△1.9
卸	管	5,	677		12.	3	△12.0
機	械		680		1.	5	5.8
インドネ	シア	2,	099		4.	5	△11.5
合	計	46,	141		100.	0	△3.7

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の額は、12億33百万円であります。主なものといたしましては、ステンレス管及びステンレス条鋼製造設備の改修であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中は、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

翌連結会計年度は、海外では紛争中のウクライナ情勢や中東情勢は長期化する中、米国のトランプ大統領が世界各国に対して追加関税を宣言するなど世界的な景気後退のリスクが強まっています。

一方、国内においては、食料品を中心とした物価高への懸念は根強いですが、名目賃金の増加が続き、消費者マインドも徐々に改善し、インバウンド需要の増加基調と合わせ景気は緩やかに持ち直していくと思われます。しかしながら、トランプ大統領の関税政策や米中の貿易摩擦等海外での不確定要素が多く、それが国内の消費者マインドの悪化や企業の投資意欲の減退につながる可能性もあり、予断を許さない状態です。

当社グループとしては、このような状況下、より効率的な生産体制を確立するための投資に注力するとともに、環境規制や高度情報化社会など、新しい課題の解決に貢献する技術の向上と従来の人事制度の見直しに着手し、人的資本経営にも取り組んでいく所存であります。

翌連結会計年度の見通しについては、世界的な景気の先行き不透明感により、実需の回復は困難で、販売数量は前年比横ばいを予想しております。材料価格については、大きな変動はないと見ており、販売価格は前年下期の低下傾向が継続すると予想しております。従って材料価格と販売価格の値差は縮小し、人件費や運送費等のコストアップを勘案すると、通期の連結業績は、大幅な落ち込みはないと思われますが、前年比で減収減益を予想いたします。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

<u> </u>	-//C O 1/(HHL+/ //(//0+/	34.7		
期別	第 80 期	第 81 期	第 82 期	第 83 期 (当連結会計年度)
区分	令和 3 年4月1日から 令和 4 年3月31日まで	令和 4 年4月1日から 令和 5 年3月31日まで	令和 5 年4月1日から 令和 6 年3月31日まで	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月31日まで
売 上 高(百万円)	43,076	48,712	47,898	46,141
経常利益(百万円)	6,148	7,177	6,393	5,722
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	4,320	5,290	4,519	4,128
1 株当たり当期純利益	110円29銭	136円26銭	116円41銭	106円95銭
総資産(百万円)	62,527	65,761	70,304	69,842
純 資 産(百万円)	46,311	50,732	54,605	55,572
1 株 当 た り 純 資 産	1,191円73銭	1,305円48銭	1,405円25銭	1,462円20銭

⁽注) 1. 記載金額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

^{2. 1}株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については、自己株式数控除後の株式数を用いております。

^{3.} 令和7年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第80期の期首に当該分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

期別	第 80 期	第 81 期	第 82 期	第83期(当期)
· 区分	令和 3 年4月1日から 令和 4 年3月31日まで	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで	令和 5 年4月1日から 令和 6 年3月31日まで	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月31日まで
売 上 高(百万円)	41,487	46,357	45,525	44,042
経常利益(百万円)	6,086	7,061	6,317	5,779
当期純利益(百万円)	4,338	4,996	4,482	4,154
1 株当たり当期純利益	110円75銭	128円69銭	115円46銭	107円63銭
総資産(百万円)	60,321	63,087	67,372	67,259
純資産(百万円)	44,700	48,860	52,325	53,470
1 株当たり純資産	1,151円15銭	1,258円49銭	1,348円00銭	1,408円35銭

- (注) 1. 記載金額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については、自己株式数控除後の株式数を用いております。
 - 3. 令和7年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第80期の期首に当該分割が行われた と仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況(令和7年3月31日現在)

① 親会社との関係 該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
モ リ 金 属 株 式 会 社	340 ^{百万円}	100.0 %	ステンレス管及びその加工品の製造
関東モリエ業株式会社	340 百万円	100.0	ステンレス管及びその加工品の製造
PT.MORY INDUSTRIES INDONESIA	17 百万USD	95.4	ステンレス管の製造・販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記3社であります。
 - 2. 関東モリ工業株式会社は、当社が100%出資しておりますモリ金属株式会社の100%出資子会社であり、関東モリ工業株式会社に対する当社の出資比率は全て間接所有となっております。
 - ③ 特定完全子会社の状況 該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容(令和7年3月31日現在)

当社グループはステンレス管、ステンレス条鋼、ステンレス加工品、鋼管、機械の製造・ 販売を主な事業としております。

(8) 主要な営業所及び工場(令和7年3月31日現在)

会 社 名	名 称	所 在 地
	本店	大阪府河内長野市
	本 社 事 務 所	大阪市中央区
	東京支店	東京都中央区
	名古屋支店	名古屋市熱田区
	埼玉営業所	埼玉県狭山市
モ リ エ 業 株 式 会 社	新 潟 営 業 所	新潟県三条市
	中四国営業所	広島市東区
	福岡営業所	福岡県糟屋郡
	河内長野工場	大阪府河内長野市
	美 原 工 場	大阪府堺市美原区
	泉大津工場	大阪府泉大津市
モ リ 金 属 株 式 会 社	本店	大阪府河内長野市
関東モリ工業株式会社	本店	埼玉県狭山市
	茨 城 工 場	茨城県常総市
PT.MORY INDUSTRIES INDONESIA	本店	インドネシア西ジャワ州

(9) 従業員の状況(令和7年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数		前連結会計年度末比均	曽減
680	名	9	名減

(注) 従業員数には臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
512 ^名	6 名減	38.7 歳	17.0 ^年

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先(令和7年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,000
株式会社りそな銀行	550
株 式 会 社 京 都 銀 行	150
株式会社三井住友銀行	150
日本生命保険相互会社	100
大同生命保険株式会社	56

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項(令和7年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 7,638,325株 (自己株式 128,055株を除く。)

(3) 株主数 7,718名

(4) 大株主

株 主 名	持、株、数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	630 千株	8.25
	541	7.08
森明信	441	5.79
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	440	5.76
株式会社三菱UFJ銀行	278	3.65
株 式 会 社 り そ な 銀 行	268	3.51
日本生命保険相互会社	267	3.50
公益財団法人森教育振興会	247	3.24
阪 和 興 業 株 式 会 社	233	3.05
P O S C O J A P A N 株式会社	200	2.62

⁽注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

令和7年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の株式数につきましては、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(6) 自己株式の取得

・単元未満株式の買取りによる自己株式の取得

普通株式 498株

取得価額の総額 3.004.120円

・会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得

普通株式 124,600株 取得価額の総額 574.406.000円

^{2.} 持株比率は自己株式 (128,055株) を控除して計算しております。なお、当該自己株式には役員株式報酬制度BIP信託が保有する当社株式 (45,000株) は含んでおりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(令和7年3月31日現在)

地 位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森	宏明	社長執行役員
取締	浅野	3 明	専務執行役員 営業部門担当
取締	中西	i 正 人	常務執行役員 管理部門担当
取締	元 山	耕一	常務執行役員 技術・製造部門担当
取締役(常勤監査等委員	奥村	輝 一	
取締役(監査等委員	林	修 一	林公認会計士事務所 代表 株式会社トータル・プランニング・サービス 代表取締役社長 株式会社みどりトータル・ヘルス研究所 監査役 株式会社久我 監査役 富士化学株式会社 監査役
取締役(監査等委員	岩崎	泰史	岩崎泰史公認会計士事務所 代表 株式会社島津商会 監査役 梅田真空包装株式会社 監査役
取締役(監査等委員	齋藤	友 紀	さくら法律事務所 パートナー弁護士 岩谷産業株式会社 社外取締役 クリヤマホールディングス株式会社 社外取締役(監査等 委員)

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 林修一氏、岩崎泰史氏及び齋藤友紀氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 - 2. 取締役(監査等委員) 林修一氏及び岩崎泰史氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連帯を可能にするため、奥村輝一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 4. 令和6年6月26日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって、小池裕樹氏は任期満了により取締役(監査等委員)を退任いたしました。
 - 5. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
上席執行役員	森 信司	関東モリ工業株式会社 代表取締役社長
上席執行役員	桝 田 克 彦	中部・近畿地区営業担当
上席執行役員	竹 谷 佳 久	鋼管資材部長・鋼管営業担当
上席執行役員	北 山 裕 康	品質保証部長・生産管理部長
上席執行役員	川下健一	第一製造部長・海外担当
上席執行役員	河 野 博 光	管理部長
執 行 役 員	新田竜一	ステンレス資材部長・人事部長・〇A担当
執 行 役 員	三 木 信 宏	東京支店長

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役の経営判断の誤りや従業員の不可抗力等による会社の損害、取締役の管理義務違反などに対する株主代表訴訟や第三者提訴による諸費用や損害賠償金などの損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、執行役員及び従業員等(過去の役員や相続人等も含む。)であり、取締役会での決議を条件に全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が 法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対 象とならないなど、一定の免責事由があります。

(3) 当事業年度に係る役員の報酬等

① 役員の個人別の報酬等の額又はその算定方法に関する方針に関する事項 当社は役員の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会で決議 することにより定めております。

(基本報酬)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等につきましては、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、役員報酬規程に則り、各取締役の役位並びに企業業績等を勘案して、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとなるよう、取締役会の委任を受けた管理部門担当取締役及び監査等委員である取締役の協議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で監査等委員会で協議・決定しております。

(株式報酬)

業務執行取締役を対象として、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とし、株式報酬規程を定めております。株主総会で決議した上限拠出額及び株式数の範囲内で、各取締役の役位並びに当該事業年度の業績への達成度を勘案したうえで、退任時に交付を受ける株式報酬です。

② 当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名に対しては、年2億50百万円以内(令和2年6月25日決議)であります。監査等委員である取締役4名に対しては、年50百万円以内(令和元年6月26日決議)であります。

また、上記報酬の限度額とは別枠で、当社の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。)及び執行役員(国内非居住者を除く。)を対象に、当社株式を報酬として交付する株式報酬制度を導入(令和6年6月26日決議)しております。その報酬等

限度額は令和7年3月31日で終了する事業年度から令和9年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象として、当社が拠出する金員の上限を3億51百万円、交付する当社株式等の総数の上限は270,000株であります。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名であります。また、執行役員を含めた対象となる取締役等の員数は12名であります。

なお、当社は令和7年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っており、上記の株式数は当該株式分割後の株式数を記載しております。

③ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任 に関する事項

当社においては、取締役会の委任を受けた管理部門担当取締役常務執行役員中西正人、監査等委員である取締役奥村輝一、林修一、岩崎泰史及び齋藤友紀の各氏の協議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、役員報酬規程及び株式報酬規程の基準額の妥当性の検証、功労加算の 妥当性の検証であり、これらの権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状 況等を熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。また取締役 会は、当該権限が適切に行使されるよう監視いたします。

これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

④ 報酬の体系

当社の役員報酬の基本報酬及び株式報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されております。業績連動報酬以外の報酬は、各取締役の役位によって報酬額を決定しております。業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、金銭報酬については経常利益の予想額により、非金銭報酬については営業利益の達成率により支給率を決定しており、その支給率より報酬額を算出しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は経常利益57億円(令和7年3月14日修正)であり、実績は経常利益57億円でありました。非金銭報酬に係る指標の目標は連結営業利益47億円(令和6年5月10日発表)であり、実績は連結営業利益53億円でありました。

⑤ 事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程

当社の役員の報酬は、株主総会後の7月から翌年6月までを1期間としております。管理 部門担当取締役と監査等委員である取締役は、毎年6月までに、取締役(監査等委員である 取締役を除く。)の報酬の妥当性を協議いたします。

業績連動報酬以外の報酬は、各取締役の役位の金額が妥当かどうかを検証します。 業績連動報酬は、その決定プロセスを検証します。

⑥ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数等

区分	 報酬等の総額	報酬等	の種類	別の総額	頁(百万円)	対象となる 役員の総数
	(百万円) 	固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬	(名)
取締役 (監査等委員を除く。)	163	101	38	2	21	4
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	30 (18)	21 (13)	7 (4)	0 (0)		5 (4)

- (注) 1. 「退職慰労金」の欄には、役員退職慰労引当金繰入額を含めて記載しております。なお、役員退職慰労金制度は、令和6年6月26日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって廃止しております。
 - 2. 当事業年度末現在の人員は、取締役(監査等委員を除く。)4名、取締役(監査等委員)4名であります。上記の支給人員と相違しているのは、令和6年6月26日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役(監査等委員)1名を含んでいるからであります。
 - 3. 上記の非金銭報酬の額には、報酬の対象期間に応じて、複数年にわたって費用を計上する株式報酬制度であります役員株式報酬BIP信託の当事業年度の費用計上額が含まれております。当事業年度における費用計上額は、取締役(監査等委員を除く。) 4名21百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏 名	兼 職 状 況
取 締 役(監査等委員)	林修一	林公認会計士事務所 代表 株式会社トータル・プランニング・サービス 代表取締役社長 株式会社みどりトータル・ヘルス研究所 監査役 株式会社久我 監査役 富士化学株式会社 監査役
取 締 役 (監査等委員)		株式会社島津商会 監査役
取 締 役 (監査等委員)	齋 藤 友 紀	さくら法律事務所 パートナー弁護士 岩谷産業株式会社 社外取締役 クリヤマホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 林修一氏、岩崎泰史氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な取引その他の関係はありません。
 - 2. 取締役(監査等委員) 齋藤友紀氏が所属しているさくら法律事務所と当社は法律顧問契約を締結しており、過去3年間の平均でその年間取引金額は10百万円未満であり、かつ、さくら法律事務所の年間売上高の1%未満となっております。また、同氏は岩谷産業株式会社の社外取締役に就任しており、同社と当社との間には取引関係がありますが、同氏は両社とも業務執行者ではないため、特別の利害関係を生じさせる懸念は無く、一般株主との利益相反の生ずるおそれは無いものと判断しております。なお、同氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況 と 役 割
取 締 役 (監査等委員)	林修一	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、監査等委員会 15回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	岩崎泰史	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、監査等委員会 15回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	齋 藤 友 紀	令和6年6月の就任後、取締役会に10回中9回出席し、また、監査等 委員会に10回中9回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発 言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 当社の経営の方針・経営戦略について、それぞれの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るための助言等を行うことを期待しており、その役割を果たしております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(監査等委員) 林修一氏、岩崎泰史氏及び齋藤友紀氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	区	分		報酬額	
① 当社が	① 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額				百万円
② 当社及で	び子会社が支払うべき金銭その	他の財産上の利益の合計額		33	

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 3. 当社の重要な子会社のうち、PT.MORY INDUSTRIES INDONESIAは、当社の会計監査人以外の監査法人(外国における これらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に 重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

F K	= †	闌〉	

連結貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

科 目	金額	科目	金額
(資 産 の	部)	(負 債 の	部)
流 動 資 産	43,053	流動負債	11,049
現金及び預金	15,976	支払手形及び買掛金	2,651
受取手形及び売掛金	8,512	電子記録債務 短期借入金	5,155 500
電子記録債権	6,304	短期 日 八 並 1年内返済予定の長期借入金	36
棚 卸 資 産	12,021	リース債務	5
		未払法人税等	748
その他	253	賞 与 引 当 金	429
貸 倒 引 当 金	△ 15	そ の 他	1,522
固定資産	26,788	固定負債	3,220
有 形 固 定 資 産	16,214	長 期 借 入 金	1,470
建物及び構築物	3,278	繰延税金負債	1,017
機械装置及び運搬具	3,981	リース債務	7
		役員株式報酬引当金 退職給付に係る負債	46 170
工具、器具及び備品	159	と 吸 相 内 に 床 る 貝 頃 と そ の 他	508
土 地	8,039		14,269
リース 資産	12		部)
建設仮勘定	743	株主資本	52,970
無 形 固 定 資 産	136	資 本 金	7,360
その他	136	資本 剰 余 金	7,149
投資その他の資産	10,437	利益剰余金	39,261
		自己株式	△ 801
投資有価証券	7,068	その他の包括利益累計額 その他有価証券評価差額金	2,544 1,533
長期貸付金	8	これ	905
退職給付に係る資産	1,701	場 首 揆 昇 調 並 酬 た 退職給付に係る調整累計額	105
そ の 他	1,667	非支配株主持分	57
貸 倒 引 当 金	△ 8	純 資 産 合 計	55,572
資 産 合 計	69,842	負 債 純 資 産 合 計	69,842

連結損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
科		金	額
売上	高		46,141
売 上 原	価		34,828
売 上 総	利 益		11,313
販売費及び一般	管 理 費		5,916
営業	利 益		5,396
営業外	収 益		
受取	利 息	20	
受 取 配	当 金	114	
持 分 法 に よ る	投 資 利 益	194	
その	他	68	397
営 業 外	費用		
支 払	利 息	14	
為替	差 損	37	
その	他	18	71
経常常	利 益		5,722
特 別 利	益		
投資有価証	券売却益	67	67
特 別 損	失		
固 定 資 産	除 却 損	4	4
税 金 等 調 整 前 当	期純利益		5,785
法人税、住民税及	び 事 業 税	1,602	
法 人 税 等	調整額	53	1,656
当 期 純	利 益		4,129
非支配株主に帰属する	5 当期純利益		0
親会社株主に帰属する	る 当 期 純 利 益		4,128

貸 借 対 照 表 (令和7年3月31日現在)

科 目	金額	科 目	金額
 (資 産 の	部)	 (負 債 の	部)
流動資産	42,330	·····································	10,818
現金及び預金	15,604	電子記録債務	5,123
受 取 手 形	645	金	2,594
電子記録債権	6,304	短期借入金	500
売 掛 金	7,555	1年内返済予定の長期借入金	36
棚卸資産	11,450	未 払 金	194
前払費用	70	未払費用	892
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	546	未払法人税等	742
未 収 入 金	165	前 受 金	4
その他	2	預り金	44
貸 倒 引 当 金	_ △ 14	賞 与 引 当 金	381
固定資産	24,928	_ そ の 他	302
有形固定資産	13,412	固定負債	2,969
建物	2,481	長期借入金	1,470
構築物	212	操延税金負債	826
機 械 及 び 装 置	3,674	退 職 給 付 引 当 金 役員株式報酬引当金	156 46
車 両 運 搬 具	1		137
工具、器具及び備品	154		334
土 地	6,145		13,788
建設仮勘定	742		部)
無 形 固 定 資 産	134	株主資本	51,937
そ の 他	134	··· · · · · · · · · · · · · · · · ·	7,360
投資その他の資産	11,381	資 本 剰 余 金	7,151
投資有価証券	6,355	資 本 準 備 金	7,705
関係会社株式	944	その他資本剰余金	△ 553
出資金	0	利 益 剰 余 金	38,226
長期貸付金	8	利益準備金	901
関係会社長期貸付金	1,043	その他利益剰余金	37,324
長期前払費用	11	操越利益剰余金	37,324
前払年金費用	1,384	自己 株式	△ 801
保 険 積 立 金 そ の 他	1,505	評価・換算差額等	1,533
	136	その他有価証券評価差額金 純 資 産 合 計	1,533 53,470
貸 倒 引 当 金 資 産 合 計	△ 8 67,259	純 資 産 合 計 負債 純資 産 合 計	67,259
	07,239	只 俱 代 貝 庄 口 引	07,239

損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

科			金	額
	三 高			44,042
売	原 価			32,942
売 上	総 利 🛈	益		11,099
販売費及び	一般管理費			5,792
営 業	利 盆	益		5,307
営 業 夕	ト 収 益			
受取	利	息	72	
受取	配当	金	286	
受取	賃 貸	料	255	
そ	\mathcal{O}	他	57	672
営業	費 用			
支 払	利	息	13	
減 価	償 却	費	149	
不 動 産	賃 貸 費	用	14	
為 替	差	損	8	
そ	0	他	13	200
経常		益		5,779
特別	利益			
投資有個		益	67	67
特別	損 失			
固定資	産 除 却	損	4	4
税 引 前 当	期 純 利	益		5,842
法人税、住民	税 及 び 事 業	税	1,625	
法 人 税	等 調 整	額	63	1,688
当期	純 利	益		4,154

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和7年5月27日

モリ工業株式会社取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 村上和久

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 福竹 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、モリ工業株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関 する指揮、監督及び査関に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和7年5月27日

モリ工業株式会社取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 村上和久

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 福竹 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モリ工業株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月30日

(注) 監査等委員林修一、岩崎泰史及び齋藤友紀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する 社外取締役であります。

株主総会会場 ご案内図

日時

令和7年6月25日(水曜日)午前10時

場所

大阪府河内長野市楠町東1615番地 当社本店4階ホール



交通のご案内

南海高野線 「千代田駅」より 徒歩約3分

※南海高野線難波駅から千代田駅の乗車時間は、急行・区間急行で約35分です。 なお、急行をご利用の場合は、北野田駅又は金剛駅にて各停にお乗り換えください。





